

大東文化大学 書道卒業生の会

「会 則」

第 1 章 総 則

第1条 本会は大東文化大学書道卒業生の会と称し、事務局を幹事長宅（神奈川県川崎市多摩区南生田6-17-9）に置く。

第2条 本会は本学で書道を研鑽した卒業生の親睦と交流を図ることを目的とし、あわせて母校の発展に寄与する。

第3条 本会の会員は大東文化大学で書道を学んだ卒業生とする。

第4条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦と交流。
- (2) 会員の関係する書道活動への支援。
- (3) 母校の行う書道教育事業への協力。
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事項。

第 2 章 役 員

第5条 1 本会に次の役員を置く。

- (1) 幹事長 1名
- (2) 副幹事長 若干名
- (3) 会計 2名
- (4) 会計監査 2名
- (5) 地区幹事 47名
- (6) 相談役 若干名
- (7) 事務局員 若干名

2 本会に次の役員を置くことができる。

- (1) 学年代表幹事
- (2) 書道学科代表幹事

3 本条第1項及び第2項に規定する役員は兼ねることができる。

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 幹事長、副幹事長、会計、幹事は幹事会を構成し本会の企画運営にあたる。
- (2) 会計監査は、本会の出納経理を監査する。
- (3) 事務局員は本会の事務全般と連絡調整にあたる。

第7条 役員の仕事は2年とし再任をさまたげない。

第 3 章 会 議

第8条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 幹事会

第9条 総会は、2年に1回開催する。ただし必要ある場合は臨時に開催することができる。

第10条 幹事会は必要に応じて幹事長が招集する。

第11条 本会の決議は総会出席会員の過半数の賛成を以って決する。

第 4 章 会 計

第12条 本会の経費は年会費・寄付金及びその他の収入でこれにあてる。

第13条 年会費1,000円とし2期分を徴収する。

第14条 前条の規定にかかわらず、満65歳に達した者のうち年会費の一括納入を希望する者（以下永久会員という。）は、年会費を一括納入することができる。終身会員が一括納入すべき年会費は、15,000円とし、その後の年会費を納入する必要はない。

第15条 本会の会計報告は総会で行う。

第 5 章 その他の事項

第16条 本会の会則の改正は総会の決議による。

2018年11月10日 総会決定 2019年4月1日 施行